

令和4年2月17日開催
宮城県歯科医師会大規模災害対策本部研修会 事前質問・当日質問への回答

【事前質問】

1	歯科医師会における災害時対応及び平日からの受援体制整備づくりとして、自治体に勤務する行政歯科医師・歯科衛生士に望む役割として、具体的にどのような事があるかお聞かせ頂ければ幸いです。 [行政機関]
---	---

・自治体といっても、都道府県なのか市町村によっても役割は違ってきます。(保健所は自治体ではないので、ここでは除きます。)しかし、いずれにしても共通して必要な事は、何よりも先ず当該歯科医師会の災害時対応及び平時からの受援体制整備づくりがどの様になっているのか知る事が必要で、そのためには当該歯科医師会と連絡を取って趣旨を伝え、お知えてもらい、その上で自治体に勤務する歯科医師及び歯科衛生士が果たすべき必要な役割として具体的にどのようなことがあるかを確認し合い共有することが必要です。更にその上で、必要な役割を果たせるために必要な研修会等が開催された場合は参加することも必要です。平時、有事において、連絡、相談、連携等が出来るようにしておく即ち当該自治体と歯科医師会とのパイプ役になって頂くことが非常に重要かつ必要です。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

・自治体（特に保健所）の役割は非常に重要と思います。DMATのトリアージ、救助ヘリもメディカル的に派手なので目立ちますが、その後の被災者の長期健康管理もより重要ではないでしょうか。DHERTに代表される チームと協働で県と被災地自治体を繋ぐ重要な役割が保健所に求められています。是非とも行政にご勤務されている歯科関係者におかれましては、被災者の健康管理に目を向けていただき、地区の中心となっている歯科関係者（歯科訪問診療等で地域包括ケア体制に取り組んでいる）と平時から連携していただきたいものです。できれば地域包括BCPを地域ごとに策定すること等をサポートしてほしいと存じます。また、災害時の口腔管理の重要性（災害関連死防止等）を平時から地区自治体や住民へ啓発する事業を行ってほしいと思います。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班班長 山崎猛男

・自治体に勤務されている歯科医師、歯科衛生士に対して望む役割は行政側と我々歯科医師会との橋渡しの役割を期待したい。そのためには災害時にどのような対応をとることになっているのかを知りたいし、できれば身元確認研修会に参加をしていただきたい。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 身元確認班班長 柏崎 潤

2	日頃から備えて置くべき事(連携体制)や物品について [行政機関]
---	--

・質問の内容の主語は、質問者の所属する行政機関なのかそれとも本会なのか不明なので、適切な回答が出来ません。主語が本会であれば本講演で連携体制、備品、備蓄について報告しましたのでお分かりになったかと思います。もし分からないことがある場合は、遠慮なく本会へご連絡ください。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

- ・緊急時の連絡網(できれば全会員がメールで情報のやり取りができるよう)を整備して、かつそれが形骸化しないように定期的に情報の伝達を行うような態勢が取れると良いと思います。宮歯としてはなかなか難しいかもしれませんが、地区ではほぼその態勢が取れているか可能と思われるので連携できれば良いと思います。仙台歯科医師会の場合は事情はよく存じませんが、会員数は多いですが班ごとにまとめれば可能かと思います。あるいは発災時書き込みできるような掲示板を宮歯のホームページ上に立ち上げて良いと思います。私が東日本大震災のとき塩釜地区歯科医師会の専務として発災から数日会員の安否確認を行い県歯科医師会に報告する業務において当時電話やfax等の連絡手段が途絶え苦勞した経験からでした。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 会員救援班班長 篠原 誠

- ・身元確認班としては、県警、海上保安本部との連携体制をより充実させていきたいと考えています。物品については身元確認班で独自の準備品をコンテナに常備してあります。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 身元確認班班長 柏崎 潤

- ・物品について

発災初日から3日間は、まず十分な水と多少の食料、歯科医師会としては身元確認のためのセットくらいだと思います。その後の災害歯科保健活動の初動のためには紙コップ、歯ブラシ、洗口剤等の衛生用品往診セット一式程度が必要であるがそれ以外の物品、特に消費期限のあるものについては備蓄せず県の歯科商工会と協定を結び優先的に供給されるようにしています。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班副長 岡部 太一

3	1. 避難所において隣人のいびきがうるさくて眠れないといった状況はあるのでしょうか？ 2. 被災者の睡眠に関わる問題は何かあるのでしょうか？	[歯科医師]
---	---	--------

- ・歯科医療救護チームから回収した報告書からは、ご質問の2点の事項の有無は分かりません。恐らく2点の事項はあるものと思われる。潜在化しているものと考えられます。今後の歯科保健医療(旧歯科医療救護)チームで使用する報告書の中のアセスメント項目の中にご指摘の項目を加えることを検討したいと考えます。ありがとうございます。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

4	東日本大震災後に、1番初めに取り組んだこと、見直したことを教えてください。	[歯科衛生士]
---	---------------------------------------	---------

- ・種々ありましたので、

- ①当日の講演での報告
- ②東日本大震災報告書—東日本大震災への対応と提言—(平成24年3月11日発行)
- ③東日本大震災報告書Ⅱ—震災後5年間の対応と今後の大規模災害対応に向けて—
(平成29年3月11日発行)

をご覧ください。(いずれも宮城県歯科医師会HPより閲覧・ダウンロードできます。)

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

- ・身元確認マニュアルの改訂。身元確認研修会の実習内容の改正。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 身元確認班班長 柏崎 潤

5	<p>末端の地域歯科医師会には、どのように指示が、来るのでしょうか？都市部での災害対策は、どのように考えられるのでしょうか？100メートル以内に何軒も歯科医院があるところと、町に数医院しかないところでは、違うと思います。さらに会員と非会員、被害状況の大きさ、治療の範囲、地域医師会との関係、患者の取り扱い等々の問題が発生してくると思います。どのように対応されたのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">[歯科医師 神奈川県]</p>
---	---

- ・質問が2つあると思いますが、いずれに対しても、所属する神奈川県歯科医師会あるいは横浜市歯科医師会及び地区（郡市）歯科医師会に確認してください。宮城県の場合の概要は、会員及び家族の安否・身体の被害状況、歯科医療機関の被害（損壊）・稼働状況の把握が県歯科医師会と地区歯科医師会の連携の下で行われ、その程度に応じて県歯科医師会としての会員救援活動として見舞金、共済金の支給、再稼働に必要な補助金の申請手続き等が行われていきます。一方で、地域での歯科保健医療提供体制の充足状況を歯科医療機関の稼働数、避難所数、避難民数等から評価を行い、その結果、当該歯科医師会で当該地域の提供が自力で可能か、外からの支援の必要の有無、有であればどの程度必要かを評価して対応がなされることとなります。これらは、具体的には所属する歯科医師会によって違いがあります。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

1. 末端の歯科医師会には、どのような指示がくるか、都市部での災害対策

①即日、会員安否確認に着手

会員・家族の安否、身体の怪我、診療所及び機材の被害、診療再開時期等の調査

結果は、仙台市役所（診療可能歯科医院の公表の為）並びに県歯科医師会へ毎日報告

②仙台市災害時医療連絡調整本部への参集

③歯科関連団体と協調の下、避難所訪問し、歯科相談（場合によっては口腔ケア実施）、グッズ等の配布

④仙台歯科医師会単独での歯科医療提供が可能かどうかの評価と協定書に基づき、他都市への支援依頼

2. 会員と非会員

①非会員対応はせず

3. 患者の取り扱い

①想定していない

一般社団法人仙台歯科医師会

- ・会員、家族の安否および被害状況の確認については、宮城県歯科医師会と連携をとりながら行ったが、広範囲にわたり被災している状況で、特に沿岸部は津波により壊滅的な被害で状況を確認するのは大変困難であった。会員救護としては、被害に応じて見舞金等の支給を行った。歯科医療提供体制については、内陸部の稼働可能な歯科医院および当会休日歯科診療所の復旧を優先的に進め医療提供を行った。

一般社団法人石巻歯科医師会

- ・大規模災害が実際に発生した場合、都市と地方の歯科医師会では対応に差があるとは思いますが、どのような経過をたどるかは分かりません。東日本大震災時、気仙沼地方では停電が復旧してから被害の少なかった数件の歯科医院が診療を再開しました。また、震災直後、全国からボランティアの歯科医師と歯科衛生士が来て、避難所、施設及び在宅で歯科治療の必要な患者の掘り起こしをしていました。全ての歯科医院が再開出来たわけではありませんでしたので、数ヶ月の間、歯科医院はどれも満員の状態で、技工所は毎晩徹夜状態だったと記憶しております。震災で駆けつけたであろう他県の保険証を持った患者が多かったです。私見ではありますが、災害時歯科医療の対応として避難所の備品に歯ブラシを加えることと洗面施設がなくてもその場で「から磨き」する口腔ケアの方法が採用されることを願っております。

一般社団法人気仙沼歯科医師会

6	災害時には他の職種との連携が重要視されるため、行政でも歯科分野の必要性を感じてほしいと強く要望したいです。 [行政機関]
---	---

- ・その通りで、今後なお一層、重要性、必要性を地区歯科医師会と連携して働きかけを強化して行きたいと考えています。歯科関係者で市町村の行政職に在る方にも、職場において理解が深まる様、対応を宜しくお願い致します。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

7	大災害時に対して、郡市歯科医師会としてどのようなシステム構築の準備をしておけばよろしいでしょうか？ [歯科医師 千葉県]
---	---

- ・基本的には、千葉県歯科医師会が大規模災害対策において、地区（郡市）歯科医師会との関係において、どの様なシステムと役割を考えているのかを確認して、その上で必要なシステム構築（総務・情報、災害歯科保健医療、身元確認、会員救援等の活動体制）を準備していく必要があります。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

8	この度のテーマと直接的に関連はありませんが、3.11 で大きく被災された地、青森県、岩手県、宮城県において死因究明等推進地方協議会開催に未だ至らないのは何か他に意図があるのでしょうか？ [歯科医師]
---	--

- ・当協議会の設置に至らない現状に対して、県当局の真の意図の有無や理由については分かりませんが、県当局の設置を積極的に働きかけている私共への説明では、本県の関係団体の意見、設置されている他県での効果、意義の実態を把握した上で決めて行きたいとのこと。因みに、本県の関係団体である県警察本部、県医師会は設置することに賛同しています。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

- ・強く要望しておりますが、県の方で動きがなく、待っている状況です。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 身元確認班班長 柏崎 潤

本回答後、2022年3月24日に県当局より本会事務局へメールにより連絡が入りました。その要旨は「現在、死因究明等推進地方協議会を令和4年4月の設置に向けて準備を進めている。協議会の委員については、県警の担当者とも相談しながら、関係機関と調整を進めているが、一般社団法人宮城県歯科医師会及び宮城県警察歯科医会から1名ずつの推薦を考えている。正式には文書にて委員の推薦をお願いする予定」

9	実際に災害現場に出向いた事がない一般開業医の先生について普段気をつけたら良い事などアドバイスがあればお願いします。 [歯科医師]
---	--

- ・自分の地域が大規模災害に見舞われることを想定して、発災時に冷静に対応出来る様に準備しておくことが肝要です。患者さんやスタッフの安全確保、診療所内の耐震対策（機械器具類重量物の固定）等、色々ありますが、それらができた上で災害支援にも廻らなければならない心構えが必要です。被災者だけ被災者支援をすることを求められていると云うことを、大変ですが自覚しなければなりません。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 総務情報班班長 宮澤幸久

- ・まず、平時から外に目を向けてほしいと思います。歯科訪問診療や地域包括ケア体制に加わり、先生の医院のある地域で、歯科以外の職種と顔の見える関係を少しでも作ってください。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班班長 山崎猛男

- ・身元確認作業の際にご遺体への敬意を払う事を忘れない。粛々とデンタルチャートを作成する。自分が歯科医師として出来ることを誠意を持って行う。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 身元確認班班長 柏崎 潤

【当日質問（チャット）】

1	山崎先生にご質問です。丸森町レベルの規模の場合、最低どの程度の協力歯科医師が必要と思われますか？ [歯科医師]
---	---

- ・丸森町（人口12,500人）で1日おおよそ2チーム構成でした。したがって人口1万人に1チームは必要と考えます。丸森町のような過疎地域と大都市や災害の程度によって違いがありますので、あくまで丸森町の場合と考えてください。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班班長 山崎猛男

2	県と歯科医師会の協定書の実効性を確実にするためになにが足りないか [歯科医師]
---	---

- ・実効性の確実性高めるためには、国の防災基本計画及び厚労省の防災事業計画（日歯の担当分野）、都道府県及び市町村の地域防災計画への歯科医師会の役割明記、災害基本法に基づく指定地方公共機関に指定実現、都道府県防災会議への参画実現等は有効になりえると考え、取り組んで参りましたが、本県の場合は必ずしも十分な条件ではないことが、その後、令和元年の台風19号豪

雨災害等を経験して分かって来ました。

現在の本県の地域防災計画によれば、県の災害医療本部下にある医療救護班派遣調整本部に、被災地に歯科医療救護班の派遣が必要であることが上がって来る必要があります。そのためには被災地の地域災害医療支部の下にある地域災害医療連絡会議において、歯科医療救護班の派遣が必要であることを当該地区歯科医師会代表者から発言し、派遣を要請することが必要なシステムになっていることから、このシステムを知り、使うことが必要です。そのためには、被災地域の地区（郡市）歯科医師会が、派遣が必要であるとの歯科のニーズを把握することが必要になります。また、有事において関係行政である県当局・保健所等や地区歯科医師会等との連携がとれることが必要で、そのためには、平時においても連携・連絡がとれるようにしておく必要があります。そのためにも、関係行政に歯科医師・歯科衛生士が配置されていれば、よりスムーズに出来るようになると考えられます。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

3	災害時の協定や計画を策定しても、有事の際に本当に機能させ継続性のある訓練も不可欠かと思いますが、その実施状況についてはいかがでしょうか。また、その訓練の参加者や歯科医師会のみならず、医師会や行政等と合同で実施しているものでしょうか。 <p style="text-align: right;">[行政 歯科医師]</p>
---	---

- ・震災以前は、3年間毎年、県による医療関係も含む総合防災訓練が実施されていましたが、フェスティバル性が強く、システムとしての実践性が薄いものでした。震災後は暫く休止していましたが、現在再開されています。現在の医療関係の訓練の内容は、DMATによるトリアージの実施訓練程度です。県災害医療本部による組織内のDMAT調整本部及び医療救護班派遣調整本部の実施訓練は必要と思いますが、残念ながら実施されていません。只、宮城県歯科医師会としては、歯科医療救護班、身元確認班による研修会をそれぞれ毎年開催しています。歯科医療救護班による研修会には、歯科医師、歯科衛生士等が主に参加していますが、宮城JMATから参加してもらったこともあります。行政にいる歯科医師、歯科衛生士の参加にも力を入れる必要があると思っています。身元確認班による研修会には、会員歯科医師、警察、海上保安部、大学、歯科衛生士が参加し、模擬チームを編成し、実習を伴う研修会をしています。県警察医会とも交流を深めており、本研修会には、会長はじめ幹部に来賓として参加してもらい、県警察医会の研修会には本会から参加しています。

（現在、「歯科医療救護班」の名称は「歯科保健医療班」に変更しております。）

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

4	災害救助法に基づき、派遣要請となっていることから、「保健」を追加することは難しいのですか？災害対応として応急救護部分や地域包括ケアで保健部分の歯科関係分野で見ていることはできるのでしょうか？ <p style="text-align: right;">[行政機関]</p>
---	---

- ・災害救助法に基づく現在の県との協定では「保健」は記載はありません。災害救助法に拘らず宮城県独自の運用上の判断で協定に書き込むことは、可能かもしれませんが、県に申し入れてい

るところですが、進捗状況は遅いと言わざるを得ません（他県の記載事例はあります）。また県の地域包括ケア推進協議会では災害対応の議論は皆無ですが、地域での自助・共助、自分たちの地域は自分たちで守るんだ、という精神は共通の基盤かと山崎は思います。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班班長 山崎猛男

5	歯科技工士として災害支援に協力していきたいと考えているのですが、即時義歯など以外にどのような関わり方があるでしょうか？可能性も含めてご教授いただけないでしょうか。 [歯科技工士]
---	---

- ・災害時の歯科保健医療活動では歯科技工士も重要なメンバーです。応急的義歯修理、即時義歯、義歯ネーミングのほか、歯科医師ともに行動し災害時の食の専門職ロジスティックスとしての活動も期待でき、JDA - DAT（栄養士会）等多職種チームとの連携も担えると考えます。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班班長 山崎猛男

6	千葉県歯科医師会では防災協定に歯科技工士を取り込むことを県行政に要望しております。県行政では前例や医療職としての規定がない事を理由に難色を示しております。他県ではいかがでしょうか？ [歯科医師]
---	---

- ・宮城県では県と県歯科医師会との協定に付随して、県歯科医師会と歯科技工士会、歯科衛生士会、歯科用品商協同組合との間にそれぞれ個別に協定を締結していますので、歯科医師会が必要と判断すれば歯科技工士も参画できます。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

7	有事に際して県歯科医師会または地域歯科医師会における歯科関連（口腔ケア用品）などの備蓄状況はどのようになっていますか。東日本大震災では避難所において義歯の保管をするものがなく、カップめんの容器の残った汁に浸したり、水不足のため、満足に洗口ができなかった。一方、歯ブラシは十二分足りていたということです。 [大学]
---	--

- ・宮城県歯科医師会としては、震災後に会館内の備蓄を見直しをして、現在は①帰宅困難者②災害対策本部活動維持を想定したものになっています。災害発生後は、被災地の避難場所等で必要な物は、歯科用品協同組合から調達できるよう協定を締結しています。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 本部長 細谷仁憲

- ・宮城県歯科医師会では歯ブラシ・紙コップと歯磨剤・デンタルリンス少量のみを備蓄しています。それ以上に関しましては歯科商工会と協定を結び優先的に供給されるようにしています。やはり水が一番重要です。各避難所や自治体には十分すぎるほどの備蓄を望みます。宮城県歯科医師会では職員・災害に対する初動の水は備蓄していますが避難所に配るほどではありません。また義歯ケースについてはその通りですが緊急時には紙コップで代用可能とも思います。

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部 歯科保健医療班副長 岡部太一